○国土交通省告示第二百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ムヅカシ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県下伊那郡松川町大島の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を昭和四十一年建設省告示第二千八百二十九号で指定した片桐松川に掲げる土地の境界に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°37′33.4617″	137°51′14.1672″
2	35°37′31.9757″	137°51′12.0466″
3	35°37′36.9197″	137°51′04.5770″
4	35°37′36.3219″	137°50′59.3201″
5	35°37′37.2952″	137°50′58.9526″
6	35°37′39.1662″	137°51′02.5284″

○国土交通省告示第二百八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ジコク沢二

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十七年国土交通省告示第百号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

山形県最上郡金山町大字中田

字外ノ沢山　六〇四番

六〇四番三

字外ノ沢　二八番二

二八番七

一号から十号まで、十九号から二十三号まで、二十六号から三十号まで、四十四号及び四十五号

十一号から十八号まで、二十四号及び二十五号

三十一号から三十五号まで及び四十号から四十三号まで

三十六号から三十九号まで

○国土交通省告示第二百九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　ジコク沢二

令和七年国土交通省告示第二百八十九号で指定した土地の区域

○国土交通省告示第二百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

不動沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡金山町大字中田

字外ノ沢山　五八九番一

一号から四十号まで及び四十六号から五十一号まで

字外ノ沢　三五番七

四十一号から四十四号まで

三六番三

四十五号

○国土交通省告示第二百九十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）附則第六条第三項において準用する同法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律附則第六条第三項において準用する同法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

(一)　代表者の氏名の変更

変更前	坂下　広朗
変更後	菅　勇人

(二)　変更年月日　令和七年三月二十一日

○国土交通省告示第二百九十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染等防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があった件

一　横浜テクニカルサポートオフィスの変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	横浜テクニカルサポートオフィス
変更後	グローバルテクニカルサポートオフィス

(二)　変更年月日　令和六年七月一日

二　Marine & Offshoreの廃止

(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
Marine & Offshore	Southampton Boldrewood Innovation Campus, Burgess Road, Southampton, SO16 7QF, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

(二)　廃止年月日　令和六年七月一日